

お知らせ

忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税(第2期)と国民健康保険税(第1期)の納期限は7月31日(月)です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、国民健康保険税の納税通知書は7月14日(金)に発送しました。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、市税等の納付には、納め忘れない安心で確実な口座振替をおすすめします。

☎ 1578、FAX 201609

ジェネリック(後発)医薬品の利用を検討してみよう

ジェネリック医薬品は、新薬とほぼ同じ効果をもつ、厚生労働省に認められた低価格な薬です。薬によっては取り扱いがない場合もありますので、ご希望の方は医師や薬剤師にご相談ください。

また、市では、国民健康保険に加入している方の負担軽減と医療費削減のため、

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』を一部の方に送付します(7月、9月、11月の3回予定)。これは、現在処方されている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額が一定額以上軽減されると見込まれる方に、切り替えを検討していただくための通知です。

☎ 201503、FAX 201600

20歳前障害などの障害基礎年金を受けている方へ

毎年7月は、障害基礎年金を受けている方のうち、次の方たちが現況届または所得状況届を提出する時期です。

・20歳前に初診のある傷病による障害基礎年金を受けている方

・障害福祉年金から移行した障害基礎年金を受けている方
※期限までに届け出がないと年金が止まる場合がありますので、必ず7月末日までに国保年金課または本納支所へ提出してください。

☎ 201503、FAX 201600

第67回社会を明るくする運動

7月は、社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間です。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行をした人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれる場、また、罪を償い改善更生を果たす場も、地域社会にほかなりません。本運動は、地域社会に根ざし、広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を全国各地で展開しようとするものです。

☎ 043(204)7795、FAX 043(238)5670

☎ 201571、FAX 201605

児童扶養手当現況届を忘れずに!

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を

養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

認定された受給者の方は、毎年8月に現況届を提出してください。提出がないと、8月分以降の手当が支給できなくなります。

なお、前年の所得等により支給が停止されている方も現況届の提出が必要です。

◆提出書類

①必ず持参
・現況届(記載事項に変更がないか確認してください)
・印鑑(朱肉を使うもの)

②該当する方のみ
・児童扶養手当証書(全部停止の方は除く)
・平成29年度所得課税証明書(平成29年1月2日以降に転入された方。子育て支援課に提出済みの方は除く)

・養育費等に関する申告書(離婚・未婚の方)
・一部支給停止適用除外事由届出書および関係書類(支給開始から5年を経過した方等)

・その他申立書(児童と別居している方等)

◆手当額

受給者本人および扶養義務者の前年の所得額(養育費を含む)により決定します。

①全部支給の場合 4万2290円

②一部支給の場合 9980円〜4万2280円

※第2子は月額最大9990円、第3子以降は1人につき月額最大5990円が加算(物価スライド措置による、平成29年4月以降の額)。

③全部支給停止の場合 0円

◆提出期間
8月1日(火)〜31日(木)

◆提出場所
子育て支援課、本納支所

◆休日受付(子育て支援課のみ)
8月27日(日)8時30分〜17時15分

☎ 201573、FAX 201610

